

大飯地域における原子力防災について

平成29年8月31日

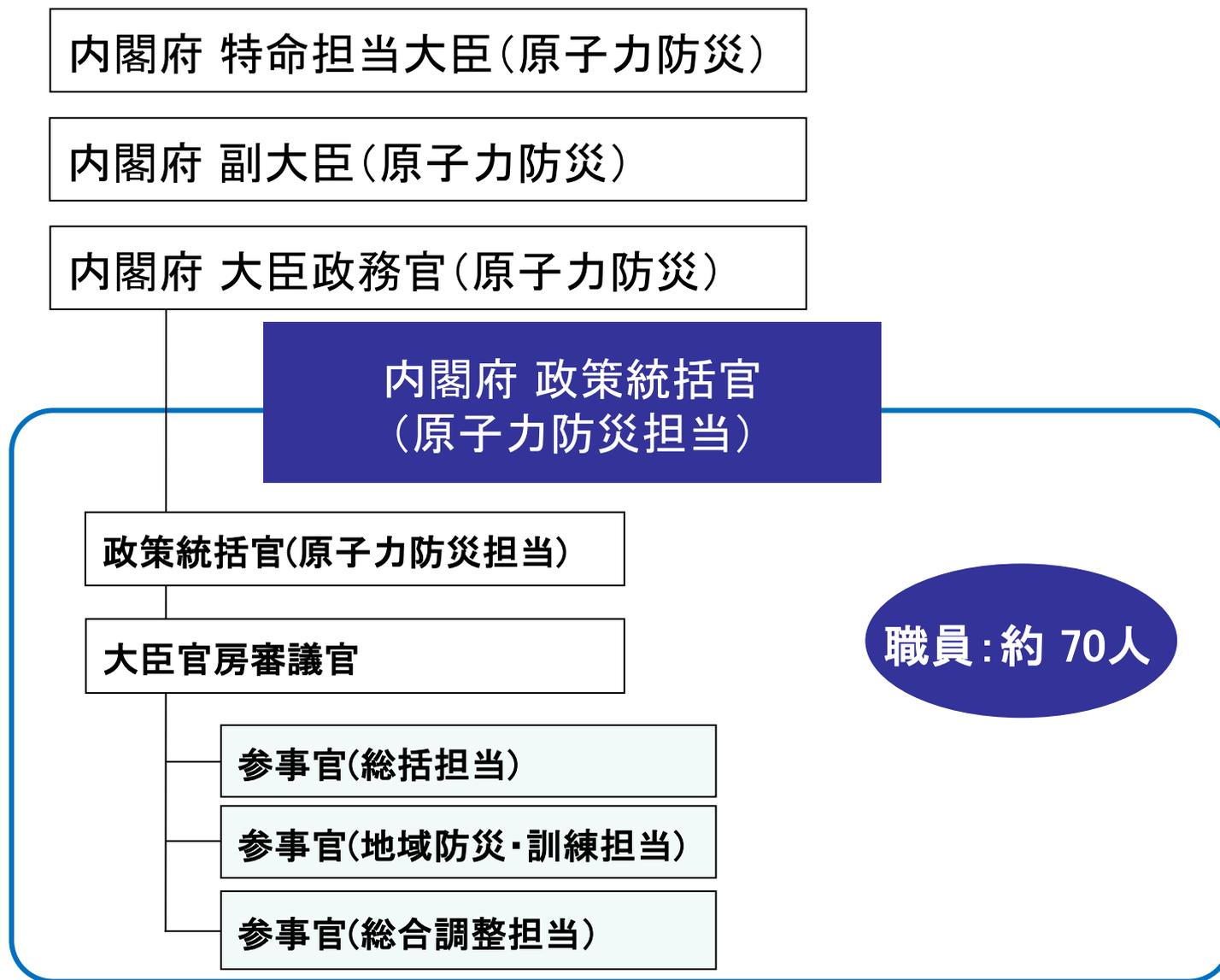
内閣府(原子力防災担当)

1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

1. 内閣府（原子力防災担当）について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

◆内閣府(原子力防災担当)の組織は平成26年10月14日に発足



1. 地域防災計画の充実に向けた対応

◆自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

→ 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中。

2. 関係道府県への財政的支援

◆放射線防護のための対策等について必要な財政的支援を実施

→ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（内閣府予算）

自治体が行う防災活動に必要な資機材（放射線測定器、防護服等）の整備 等

→ 原子力災害対策施設整備費補助金（内閣府予算）

即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業 等

3. 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練の支援、防災業務関係者への研修

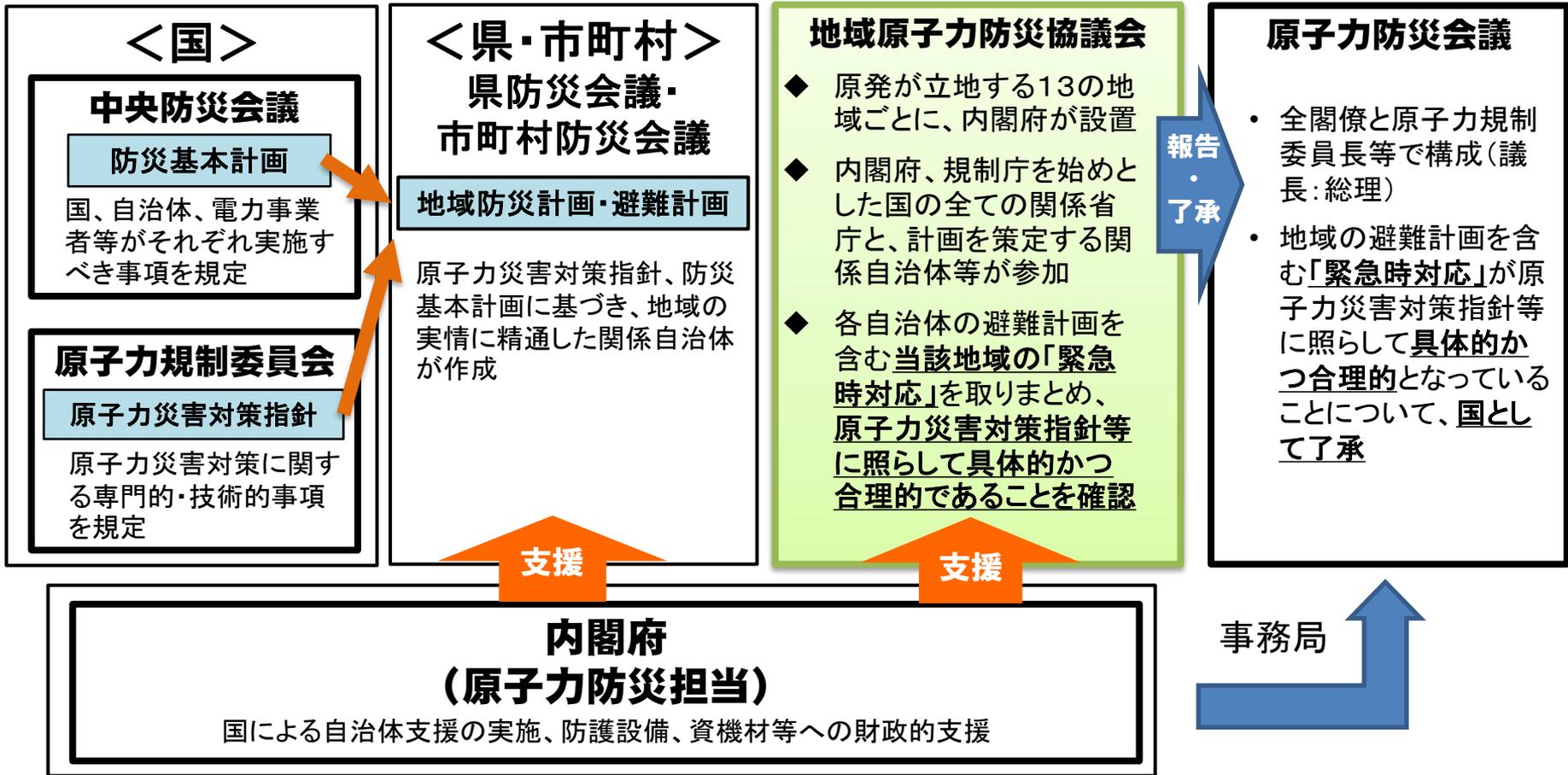
◆原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施

→ H28年度は泊発電所（北海道）を対象に実施、H29年度は玄海発電所（佐賀県）を対象に実施予定。

◆自治体が行う原子力防災訓練を支援

◆自治体職員、民間事業者等の防災業務関係者への研修を実施

1-3 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



<国による自治体支援の具体的内容>

- 計画策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、地域が抱える課題をともに解決するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化

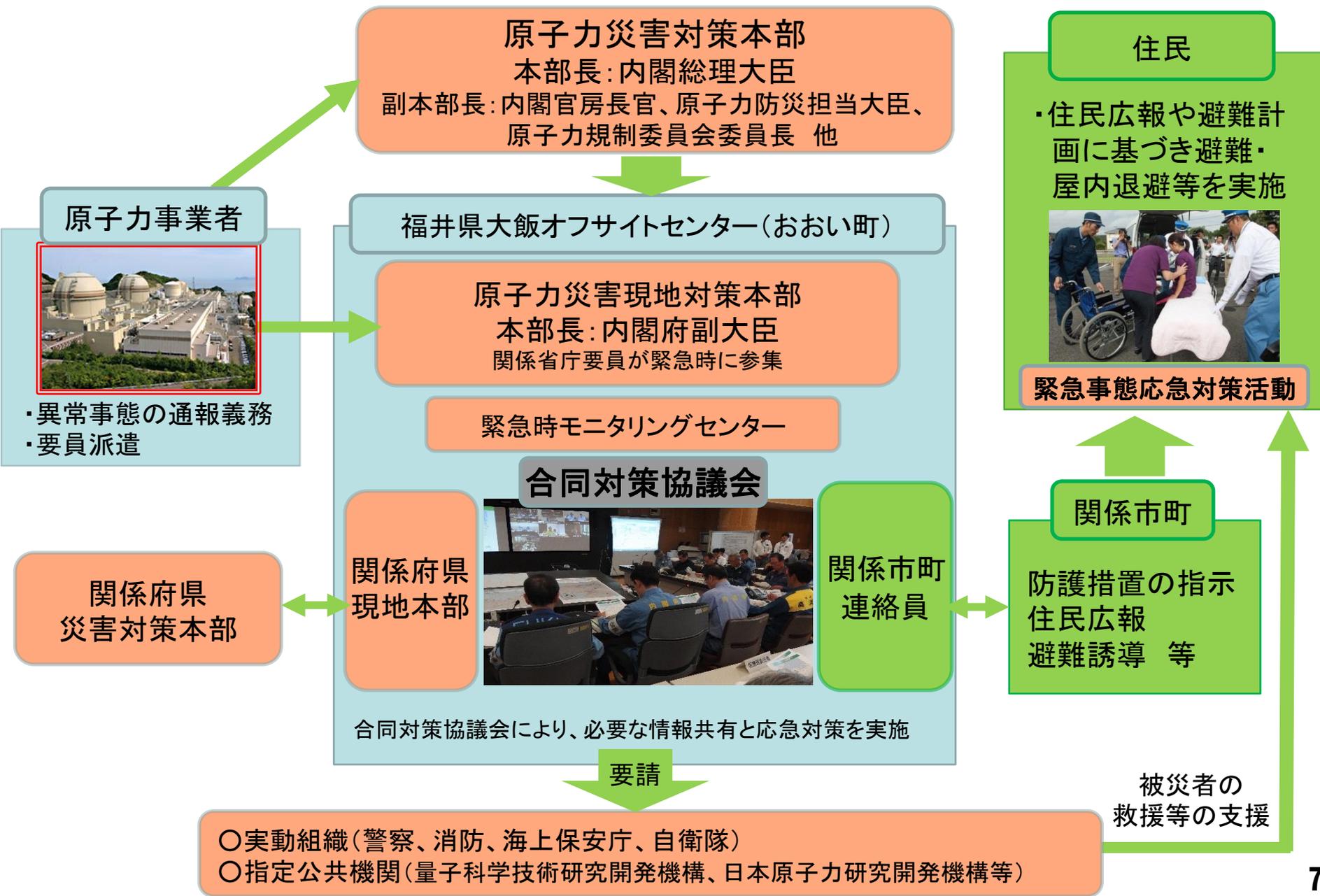
1. 内閣府（原子力防災担当）について

2. 原子力災害時における国・自治体の体制

3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み

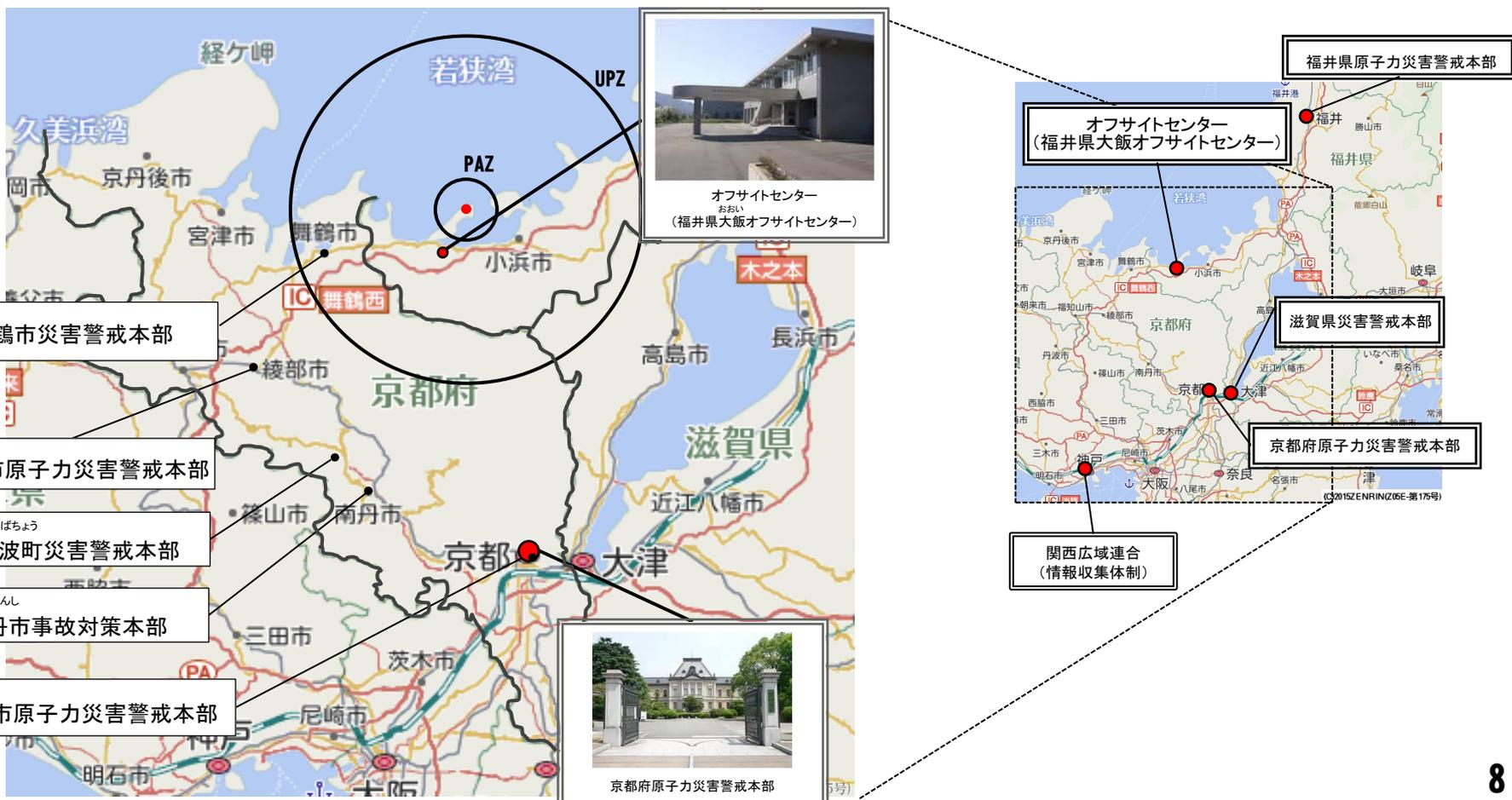
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

2-1 国の対応体制



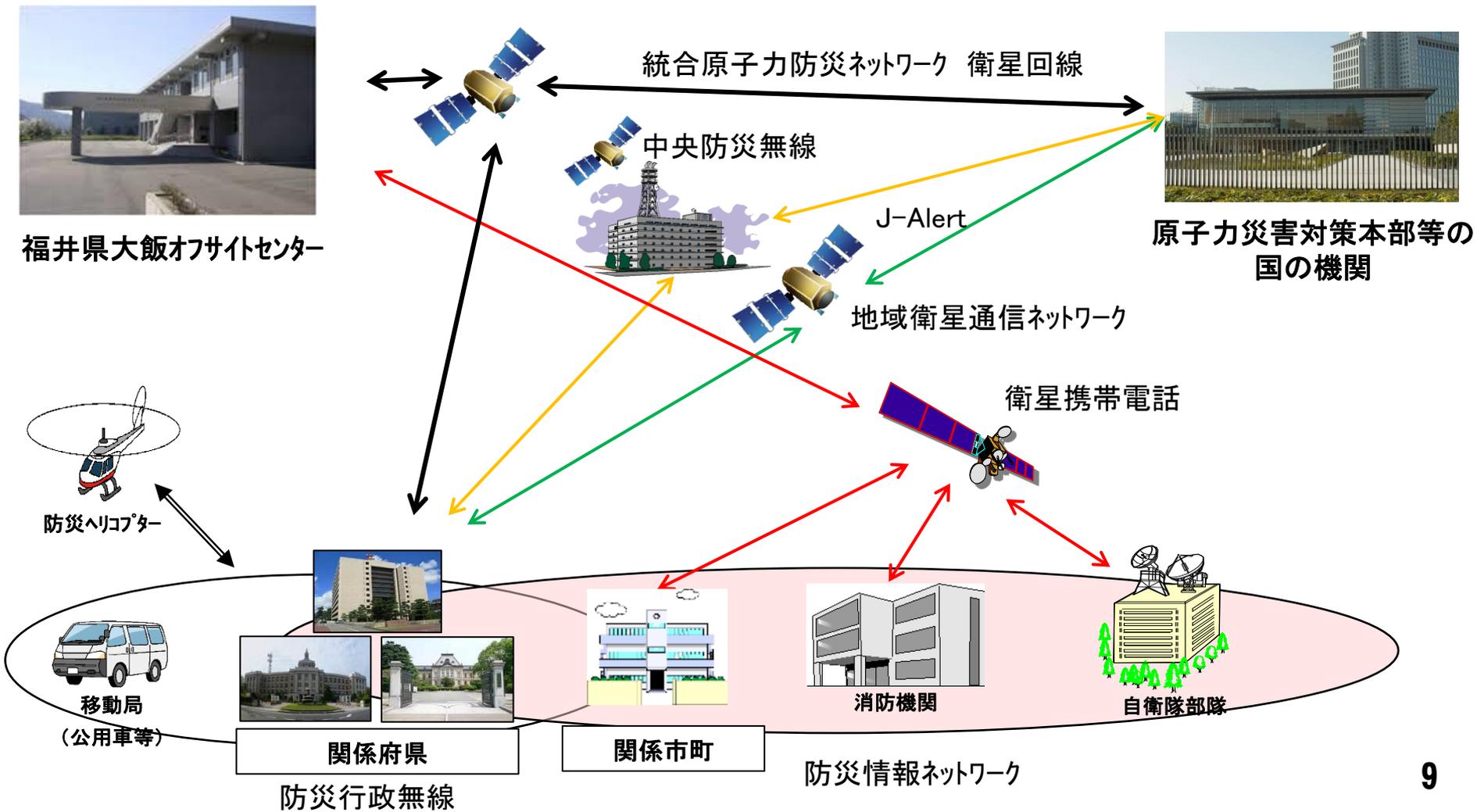
2-2 京都府及び関係市町の対応体制

- 京都府及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、京都府は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。



2-3 連絡体制の確保

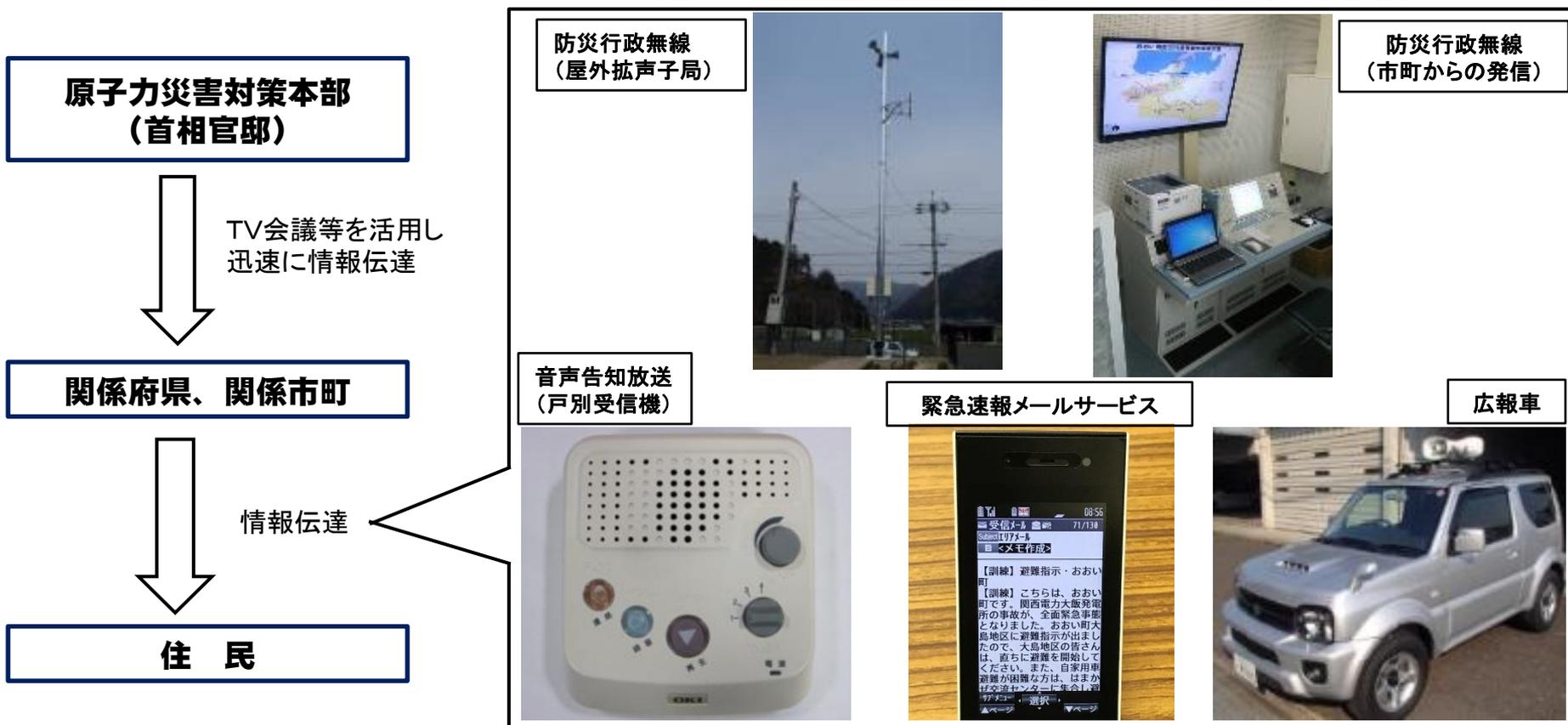
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



2-4 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



- 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、**全国規模の実動組織による支援を実施**。
- オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ**全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施**。

全国の実動組織による支援

警察による警察災害派遣隊

全国の都道府県警察による支援

消防による緊急消防援助隊

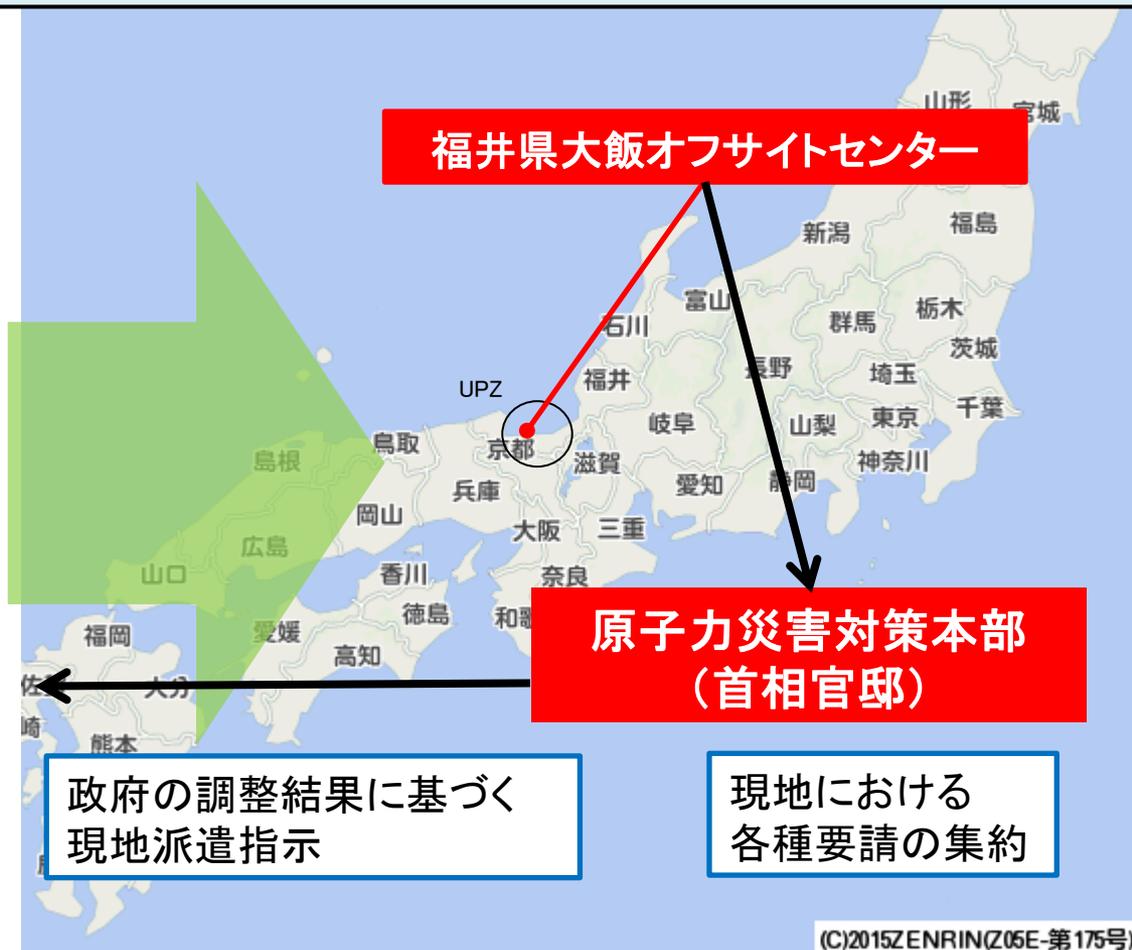
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

海上保安庁による 巡視船艇・航空機の派遣

全国の管区海上保安本部による支援

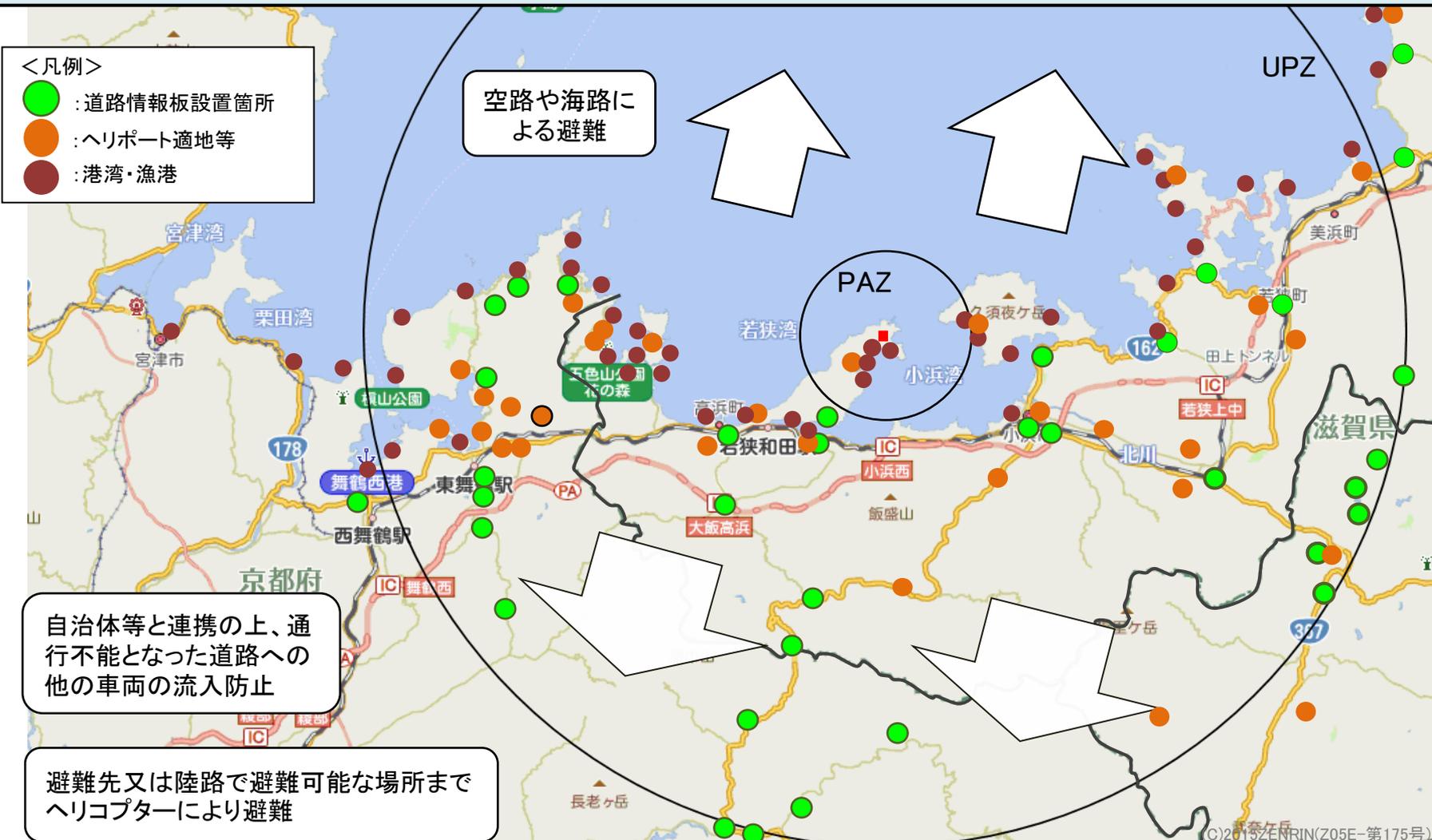
自衛隊による 災害派遣・原子力災害派遣

全国の陸・海・空の自衛隊による支援



2-6 自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係府県及び関係市町からの要請により、**実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。**



➤ 京都府・福井県・滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
- 3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み**
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

地域防災計画等の充実に向けた国の対応

- 原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のため、地域原子力防災協議会を設置して、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援
- 原子力防災会議等で地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を確認

※平成25年9月3日原子力防災会議資料を参考

会議体

- 福井エリア地域原子力防災協議会作業部会
大飯地域分科会

※平成28年1月より現在までに計13回開催

【構成員】

京都府、福井県、滋賀県

内閣府(原子力防災担当)、原子力規制庁、経済産業省

オブザーバ：関西広域連合、各府県警察本部、海上保安庁、
陸上自衛隊 等

○PAZ: Precautionary Action Zone

「予防的防護措置を準備する区域」

原子力発電所から概ね半径5km圏内。

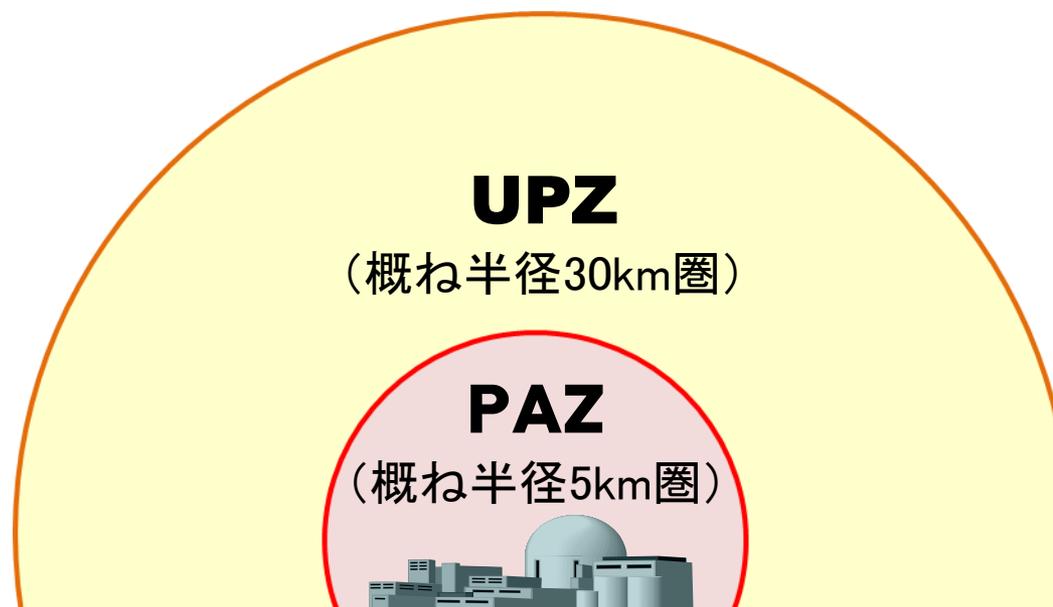
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ: Urgent Protective action planning Zone

「緊急時防護措置を準備する区域」

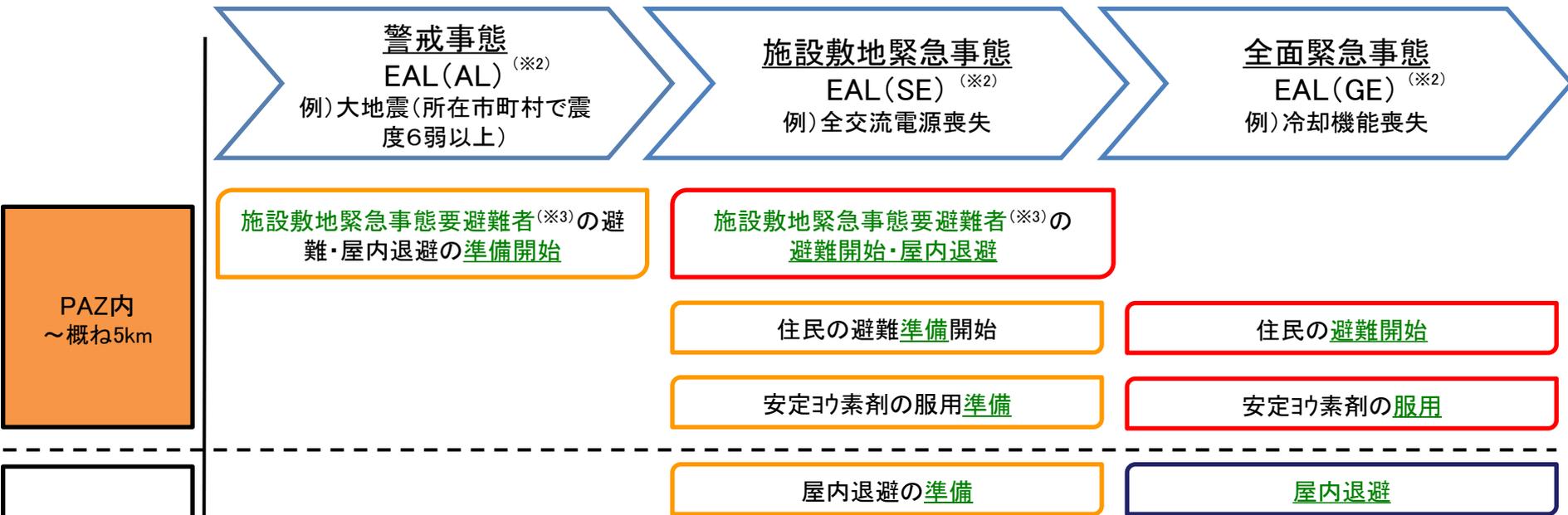
PAZの外側の概ね半径30km圏内。

事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避等を行う。



3-4 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置（緊急時活動レベル：EAL（※1））

- 緊急事態の初期段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じる。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内
～概ね5km

UPZ内
概ね5km～
30km
(※4)

UPZ外
概ね30km～
(※5)

(※1) EAL(Emergency Action Level):緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

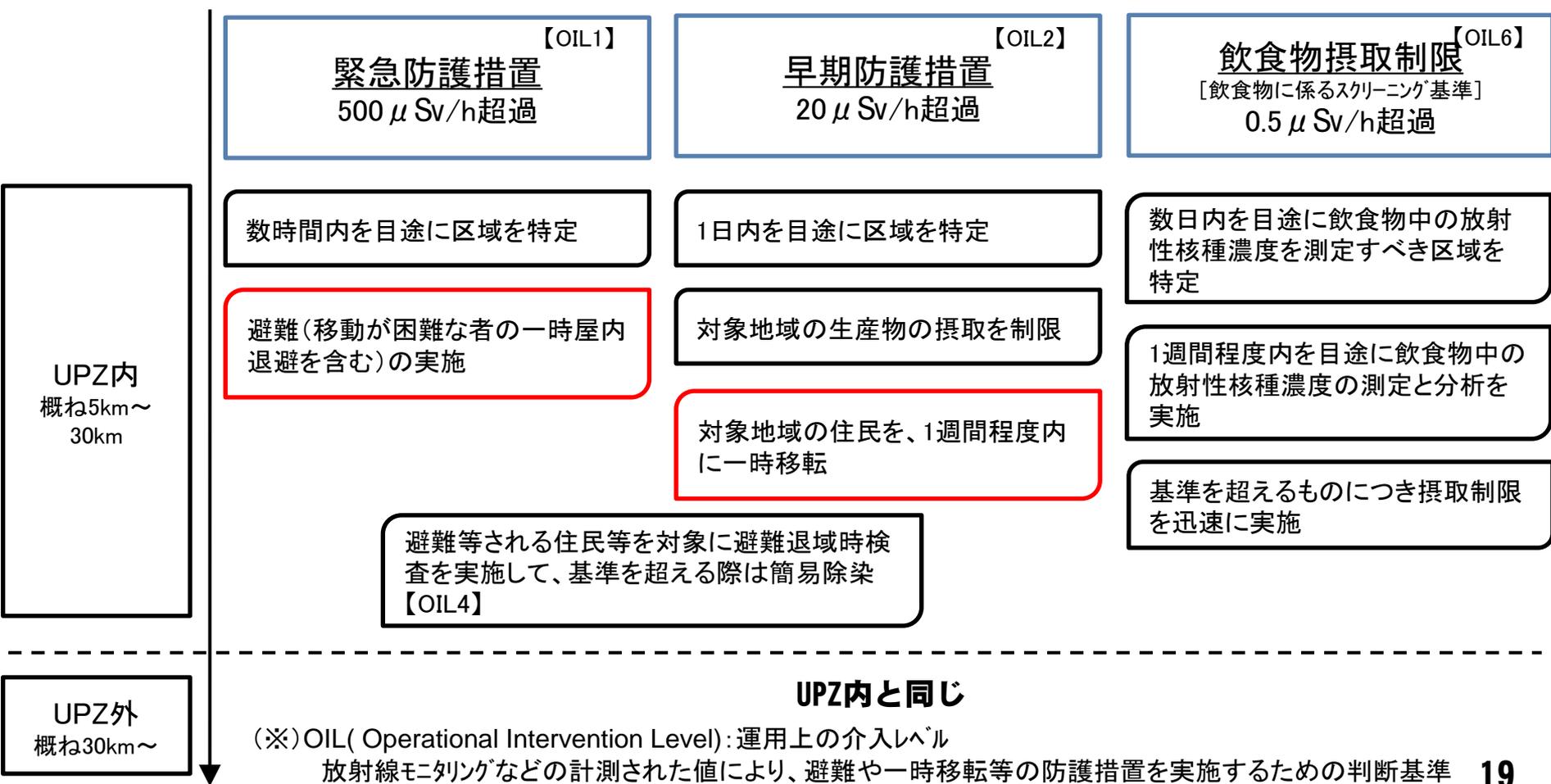
(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

3-5 原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



- 地域防災計画・避難計画のほか、原子力災害対策指針や防災基本計画等の考え方を踏まえ、PAZ及びUPZにおける対応、物資の備蓄・供給体制、緊急時モニタリングの体制などを関係自治体及び関係機関と検討。

「大飯地域の緊急時対応」の主要項目

- **大飯地域の概要**
- **緊急事態における対応体制**
- **PAZ内の施設敷地緊急事態における対応**
- **PAZ内の全面緊急事態における対応**
- **UPZ内における対応**
- **放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制**
- **緊急時モニタリングの実施体制**
- **原子力災害時の医療の実施体制**
- **国の実動組織の支援体制**

3-7 大飯地域の原子力災害対策重点区域の概要

- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県おおい町及び小浜市に、UPZ内は福井県、京都府及び滋賀県の6市5町にまたがる。

<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県おおい町、小浜市)

住民数: 1,003人

<概ね5~30km圏内>

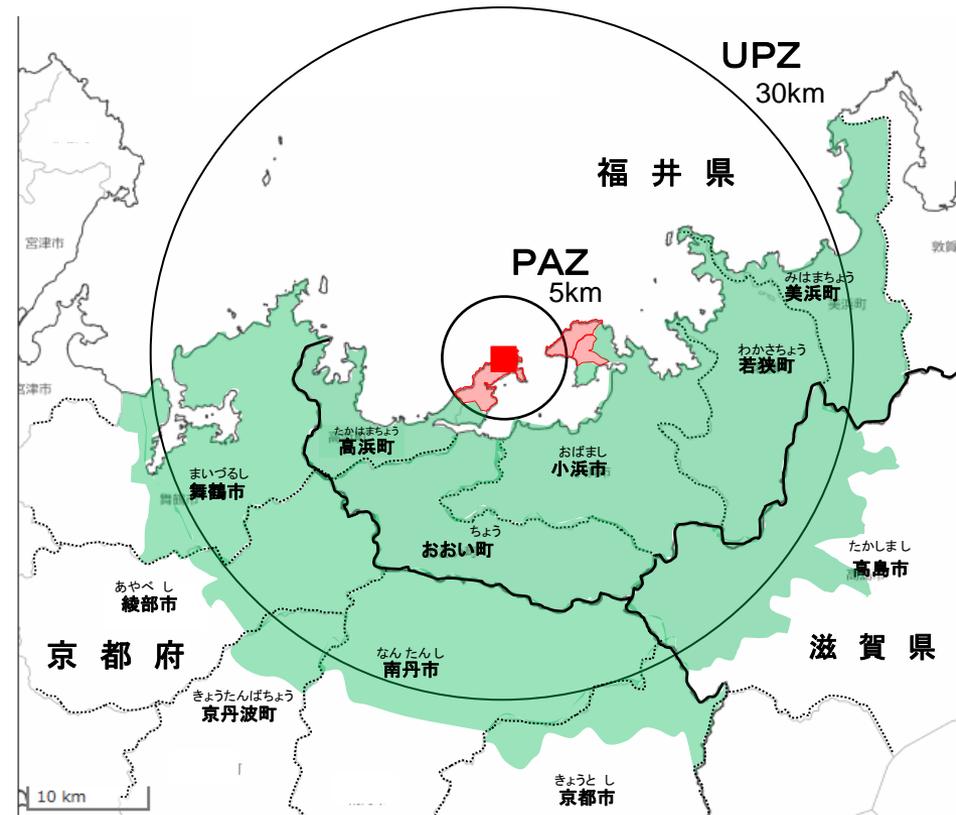
UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

6市5町(福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町)、
(京都府京都市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町)
(滋賀県高島市)

住民数: 158,286人

人口: 平成29年4月1日時点



出典: 国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)
「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

3-8 原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

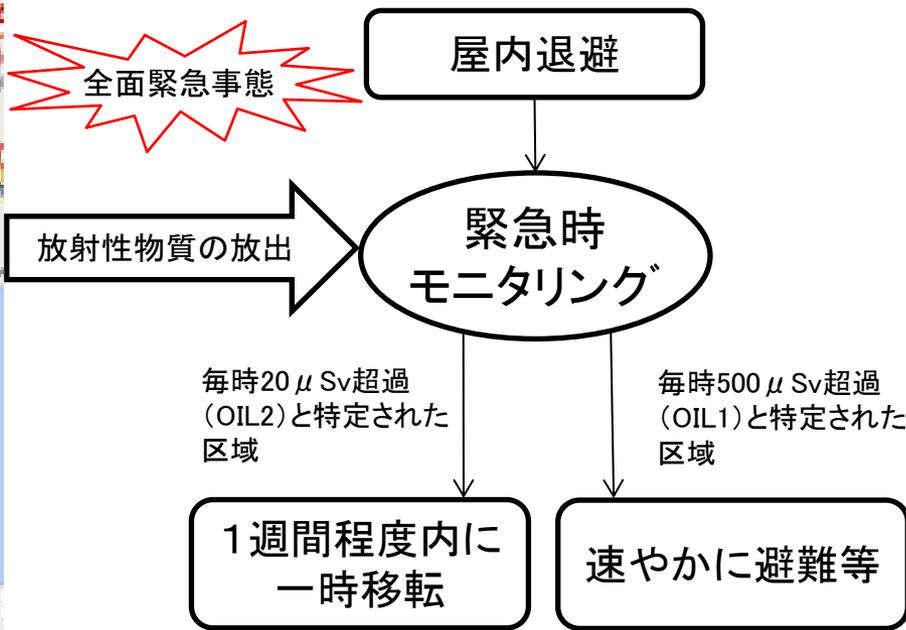
➤ PAZ内人口は1,003人、UPZ内人口は158,286人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で159,289人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	おおい町 <small>ちよう</small>	736人	275世帯	7,552人	2,895世帯	8,288人	3,170世帯
	小浜市 <small>おばまし</small>	267人	82世帯	29,655人	11,837世帯	29,922人	11,919世帯
	高浜町			10,570人	4,227世帯	10,570人	4,227世帯
	若狭町 <small>わかさちよう</small>			15,313人	4,984世帯	15,313人	4,984世帯
	美浜町 <small>みはまちよう</small>			9,774人	3,695世帯	9,774人	3,695世帯
小計		1,003人	357世帯	72,864人	27,638世帯	73,867人	27,995世帯
京都府	舞鶴市			79,354人	37,868世帯	79,354人	37,868世帯
	綾部市			1,600人	864世帯	1,600人	864世帯
	南丹市 <small>なんたんし</small>			3,352人	1,504世帯	3,352人	1,504世帯
	京丹波町 <small>きょうたんぱちよう</small>			278人	120世帯	278人	120世帯
	京都市			301人	150世帯	301人	150世帯
小計		—	—	84,885人	40,506世帯	84,885人	40,506世帯
滋賀県	高島市			537人	290世帯	537人	290世帯
小計		—	—	537人	290世帯	537人	290世帯
合計		1,003人	357世帯	158,286人	68,434世帯	159,289人	68,791世帯

- **全面緊急事態**となった場合、放射性物質の放出前の段階で、UPZ内住民は予防的防護措置として**屋内退避を開始**する。
- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。OIL1に該当する**毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定**し、当該特定された地域の住民は、**速やかに避難等**を行う。また、OIL2に該当する**毎時20 μ Sv超過の区域を1日内を目途に特定**し、当該特定された地域の住民は、**1週間程度内に一時移転**を行う。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



3-10 京都府UPZ内の住民の一時移転等

- UPZ内住民の一時移転等の避難先及び避難経路についてはあらかじめ複数設定。
- 住民はバス等により避難。

UPZ内市町の広域避難先

京都府4市町
府内避難先
福知山市他3市町
(同一市町内への避難を含む)

京都府4市町
府外避難先
兵庫県神戸市他12市町
徳島県鳴門市他2町

京都府5市町
府内避難先
京都市他7市町
(同一市町内への避難を含む)



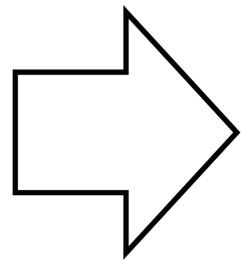
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(47施設)について、個別の避難計画を策定済み。
- 国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。

<UPZ内>

施設区分		避難元施設
		施設数
医療機関(病院・有床診療所)		12
社会福祉施設	介護保険施設等	25
	障害福祉サービス事業所等	8
	児童養護施設等	2
合計		47

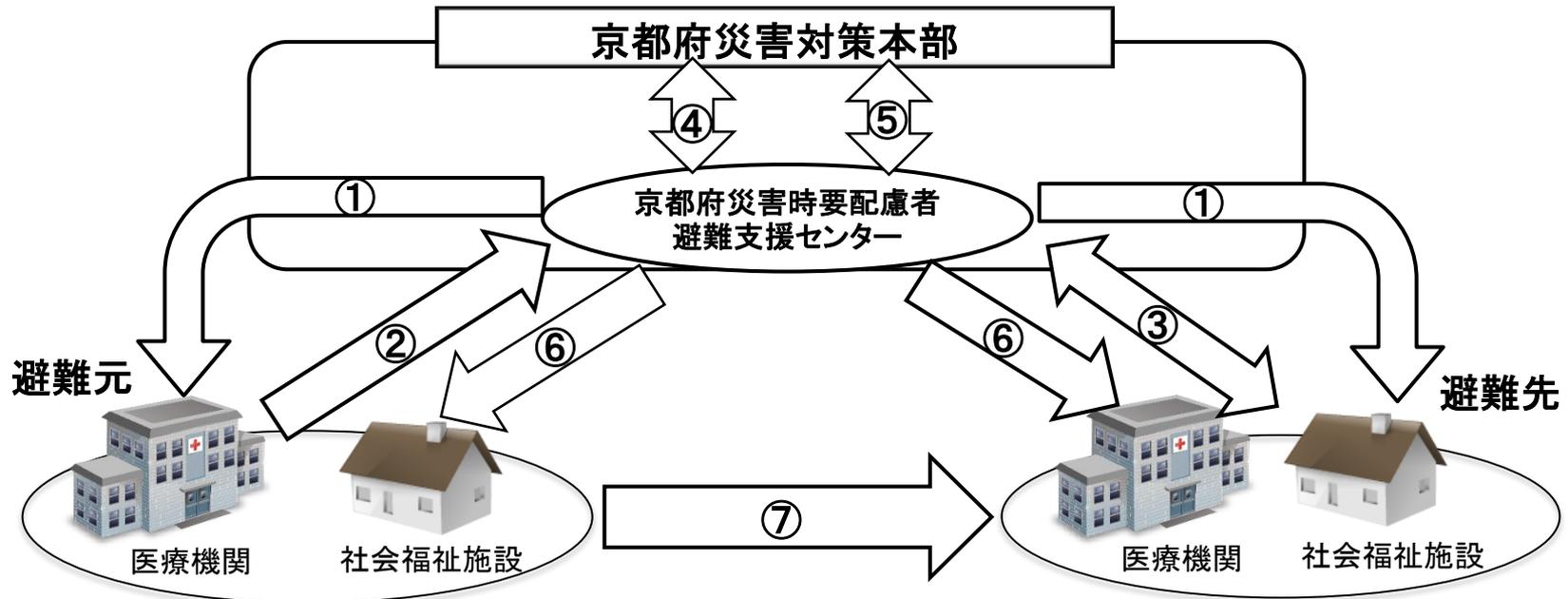
<UPZ外>

避難先施設
受入候補施設数
33
69
8
11
121



受入先調整
(京都府災害時
要配慮者避難
支援センター)

➤ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を速やかに実施。

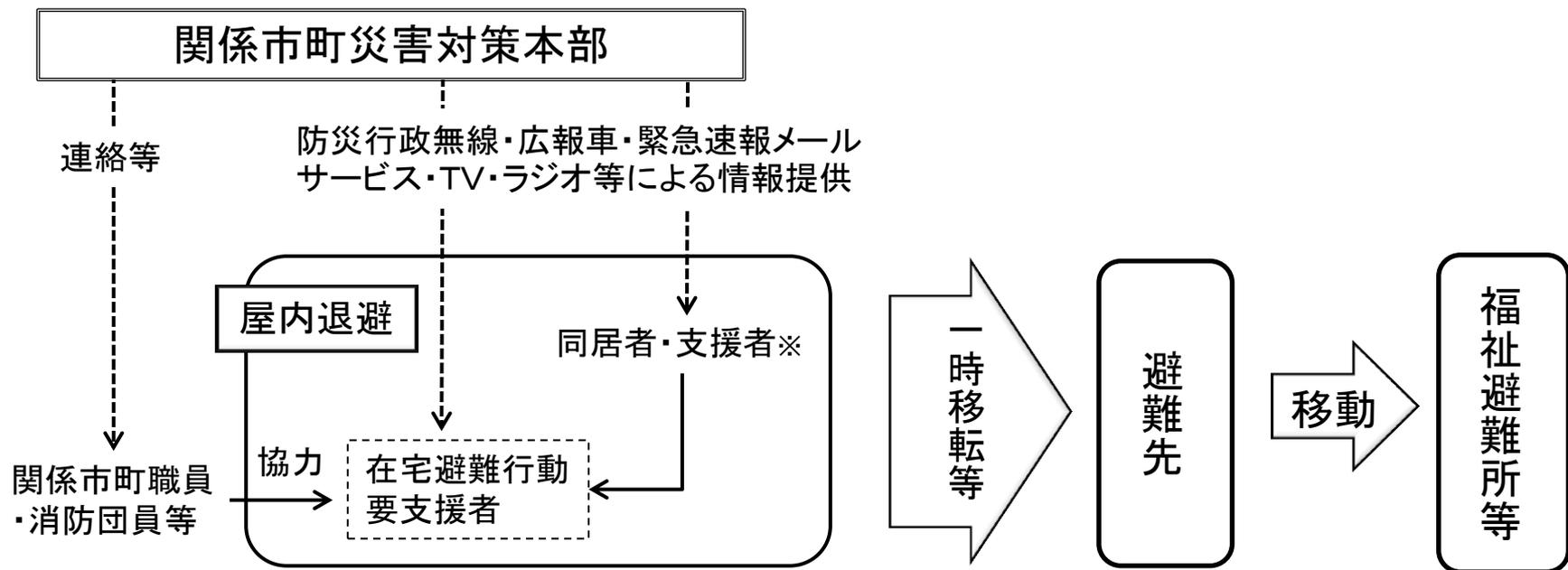


受入先確保のマッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
 ※ 京都市他府内市町に避難先を確保

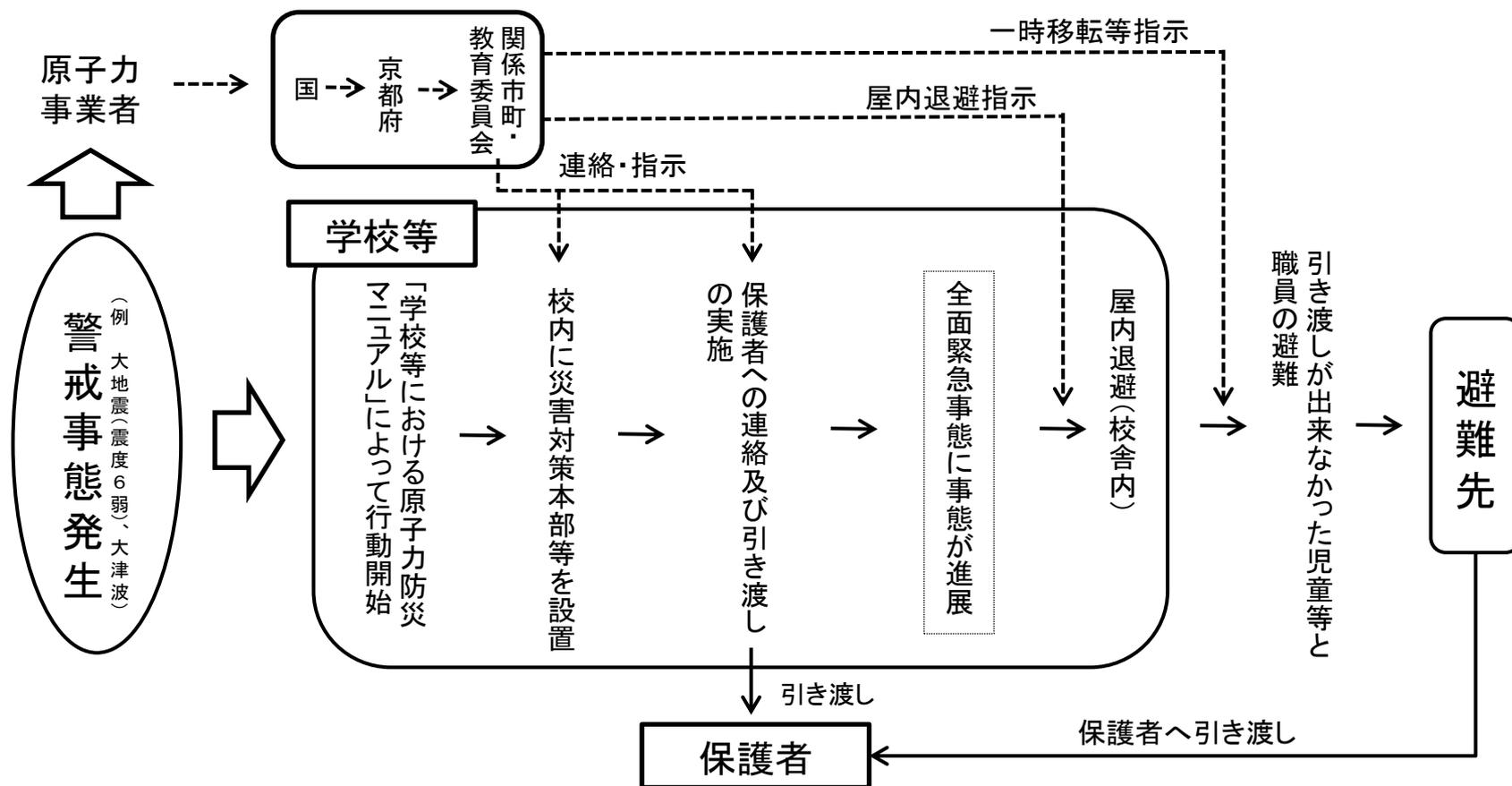
- 防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、**在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。**
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる者は、避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、京都府災害時要配慮者避難支援センターにおいて避難先を確保。



※ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

3-14 京都府UPZ内の学校等の防護措置

- 警戒事態発生時に、保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に学校原子力災害対策本部等を設置。あらかじめ作成するマニュアルに従って行動。
- 全ての学校等は、児童等を保護者に引き渡す。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



3-15 舞鶴市のUPZ内から避難先施設までの主な経路

【凡例】
● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

府外避難先
兵庫県神戸市・尼崎市・西宮市
(東灘体育館 他198か所)
徳島県鳴門市・松茂町・北島町
(市立大津西小学校屋内運動場 他61か所)

府外避難
府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→(神戸市:神戸三田IC→六甲北有料道路、尼崎市・西宮市:宝塚IC→県道42号線)

府外避難
府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→鳴門北IC

丹波自然運動公園
三段池公園
長田野公園体育館

京都市・宇治市・
城陽市・向日市

府内避難
国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→綾部JCT→京都縦貫自動車道→大山崎JCT

府内避難先
京都市・宇治市・
城陽市・向日市
(京都市東山青少年活動センター
他170か所)



(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

3-16 綾部市のUPZ内から避難先施設までの主な経路

【凡例】
● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

府内避難
府道1号→国道27号→府道8号→
府道77号→府道74号

府内避難先
福知山市・亀岡市
(福知山高等学校
他26か所)

府内避難
府道1号→国道27号→京丹波わちIC →
京都縦貫自動車道→亀岡IC

府外避難
府道1号→国道27号→府道8号→府道77号→綾部IC →舞鶴
若狭自動車道→吉川JCT →中国自動車道→(たつの市・太
子町:福崎IC→播但連絡有料道路→山陽姫路東IC→山陽
自動車道→龍野IC(至たつの市)、山陽姫路西IC(至太
子町)、佐用町:佐用IC)

府外避難先
兵庫県たつの市・
太子町・佐用町
(揖保川ときめきセンター
他10か所)



3-17 南丹市のUPZ内から避難先施設までの主な経路

【凡例】

- 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地



府外避難先

兵庫県洲本市・南あわじ市
(洲本市文化体育館 他13か所)

府外避難

国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号→国道372号→県道306号→但南篠山口IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→神戸北IC→山陽自動車道→三木JCT→山陽自動車道→神戸西IC→神戸淡路鳴門自動車道→(洲本市:洲本IC、南あわじ市:あわじ南IC)

府内避難

国道162号→府道12号
→国道27号→国道9号

府内避難先

南丹市内
(園部北部コミュニティセンター 他12か所)

洲本市・南あわじ市

3-18 京丹波町のUPZ内から避難先施設までの主な経路

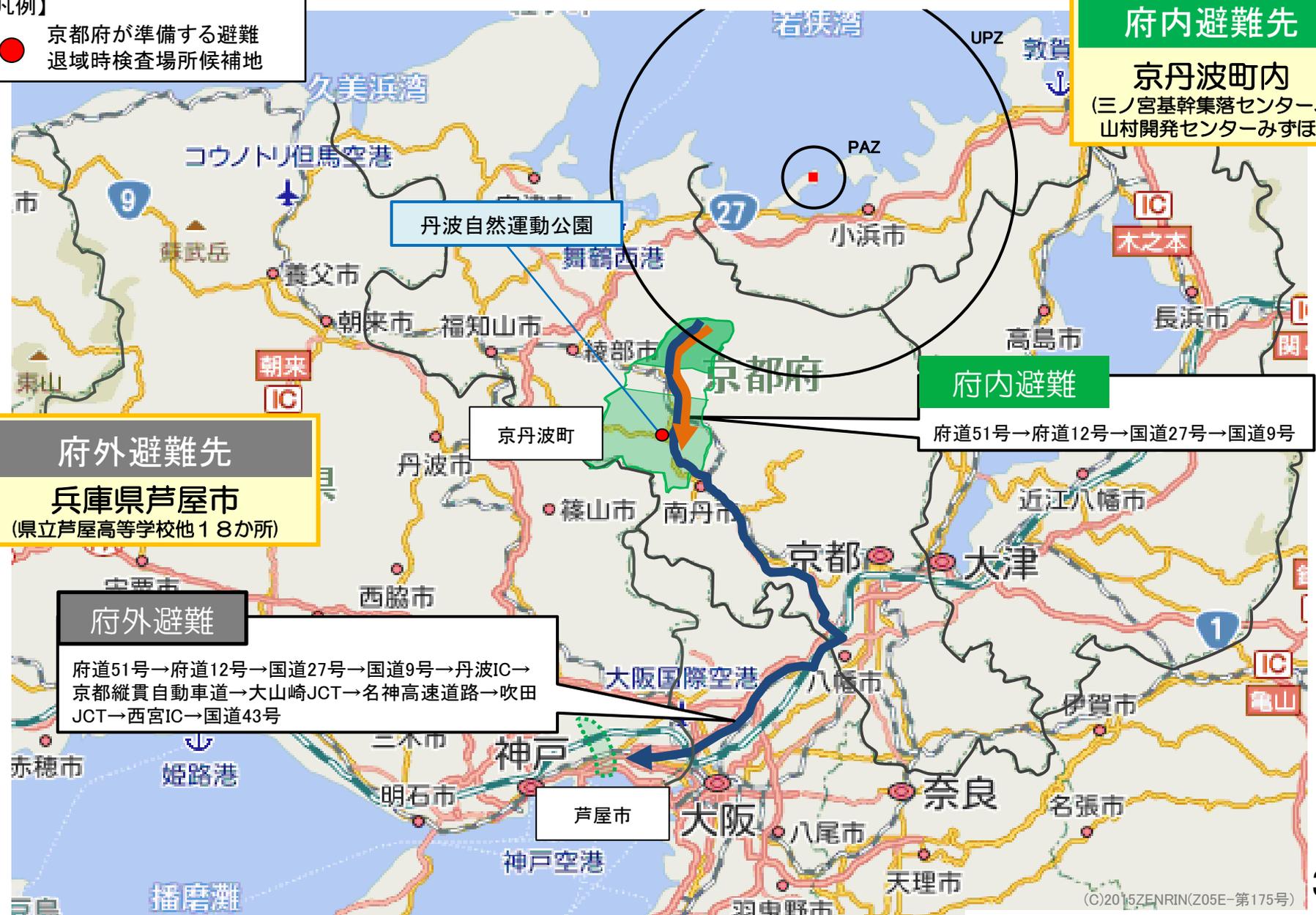
【凡例】
● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

府内避難先
京丹波町内
(三ノ宮基幹集落センター、
山村開発センターみずほ)

府外避難先
兵庫県芦屋市
(県立芦屋高等学校他18か所)

府外避難
府道51号→府道12号→国道27号→国道9号→丹波IC→
京都縦貫自動車道→大山崎JCT→名神高速道路→吹田
JCT→西宮IC→国道43号

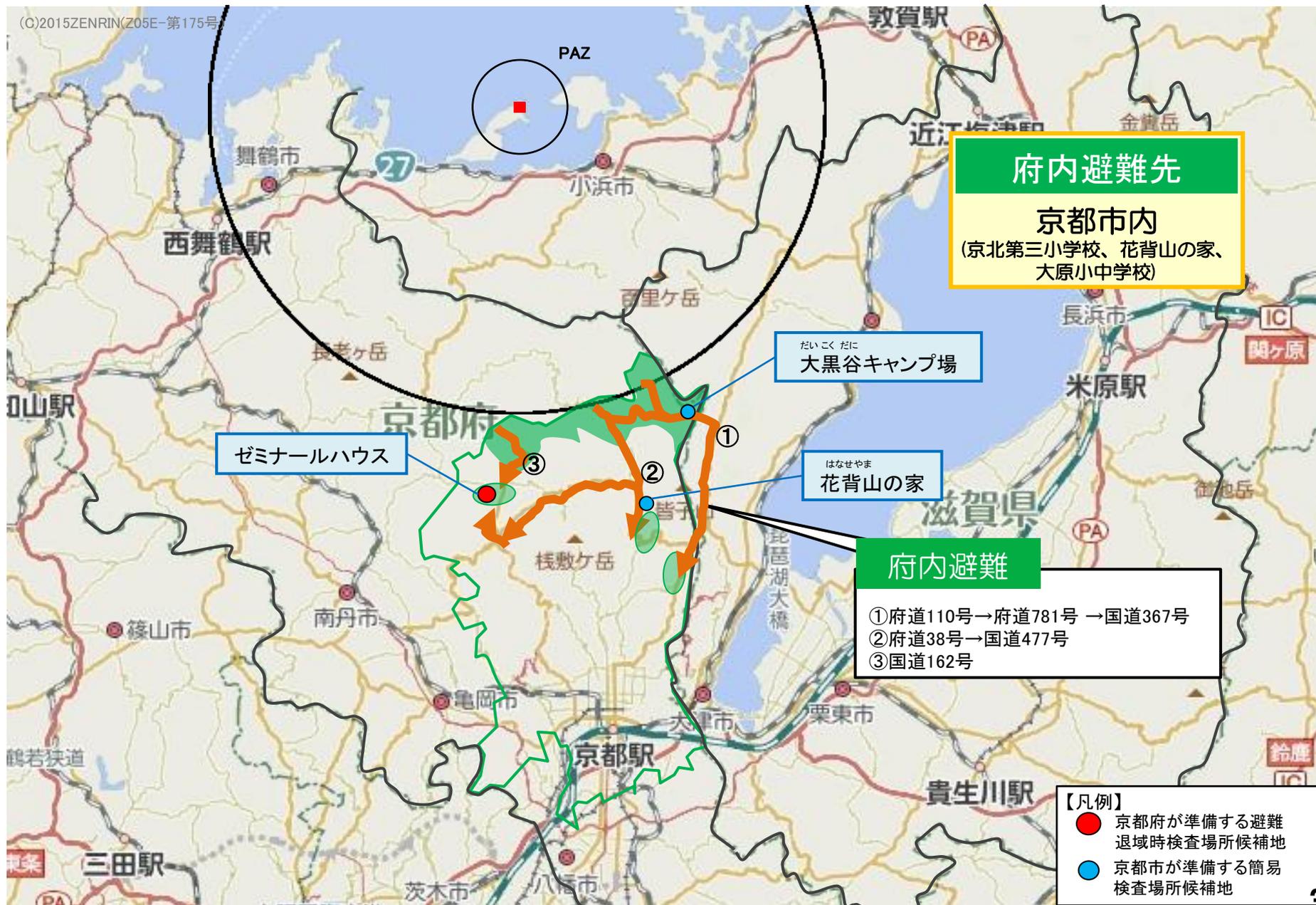
府内避難
府道51号→府道12号→国道27号→国道9号



3-19 京都市のUPZ内から避難先施設までの主な経路

UPZ

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)



府内避難先
京都市内
(京北第三小学校、花背山の家、大原小中学校)

だいくくだに
大黒谷キャンプ場

ゼミナールハウス

はなせやま
花背山の家

府内避難
①府道110号→府道781号→国道367号
②府道38号→国道477号
③国道162号

【凡例】
● 京都市が準備する避難
退域時検査場所候補地
● 京都市が準備する簡易
検査場所候補地

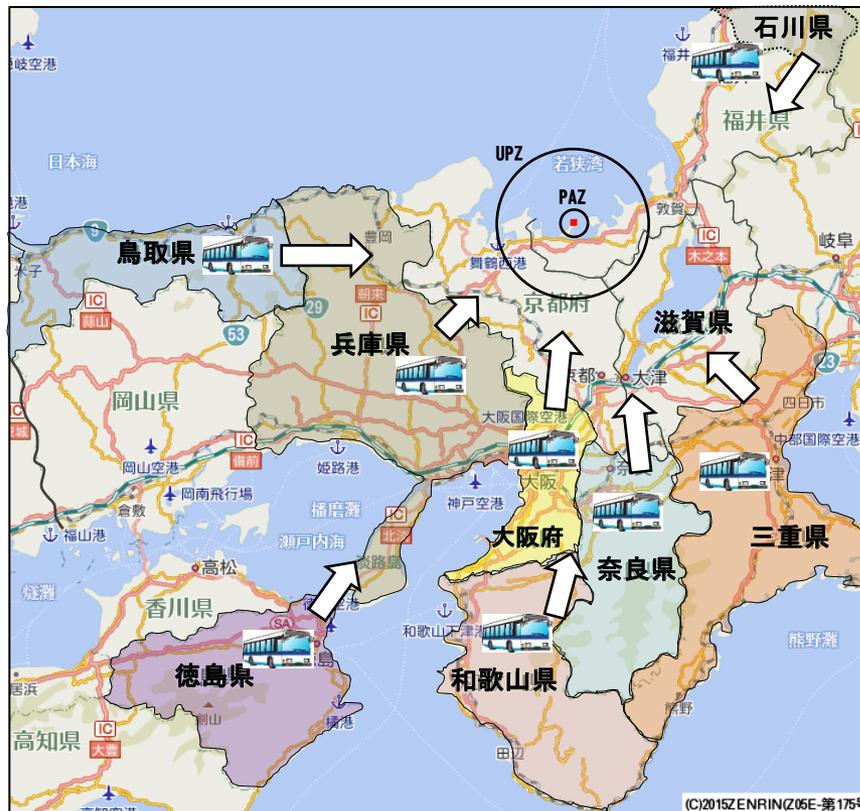
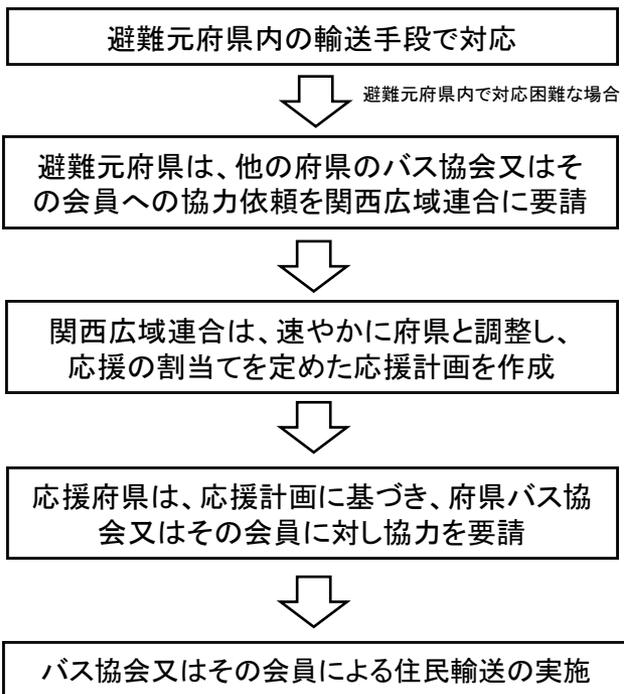
- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深は概ね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



3-21 国、関係機関による輸送能力の確保

- 輸送手段の確保については、まずは避難元府県内で対応（京都府内バス保有台数：2,298台）
- 避難元府県の輸送手段で不足する場合には、関西広域連合等関係機関が関西広域連合の構成府県及び連携県ならびに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達。
- それでも不足するような場合には、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,229
三重県	1,230
大阪府	4,022
兵庫県	3,917
奈良県	1,006
和歌山県	706
鳥取県	540
徳島県	515
計	13,165

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、関係府県・市町及び関係府県警察などによる主要交差点等における交通整理・誘導、道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行う。

主な交通対策

1. 交通誘導対策

- ・主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理 等

2. 交通広報対策

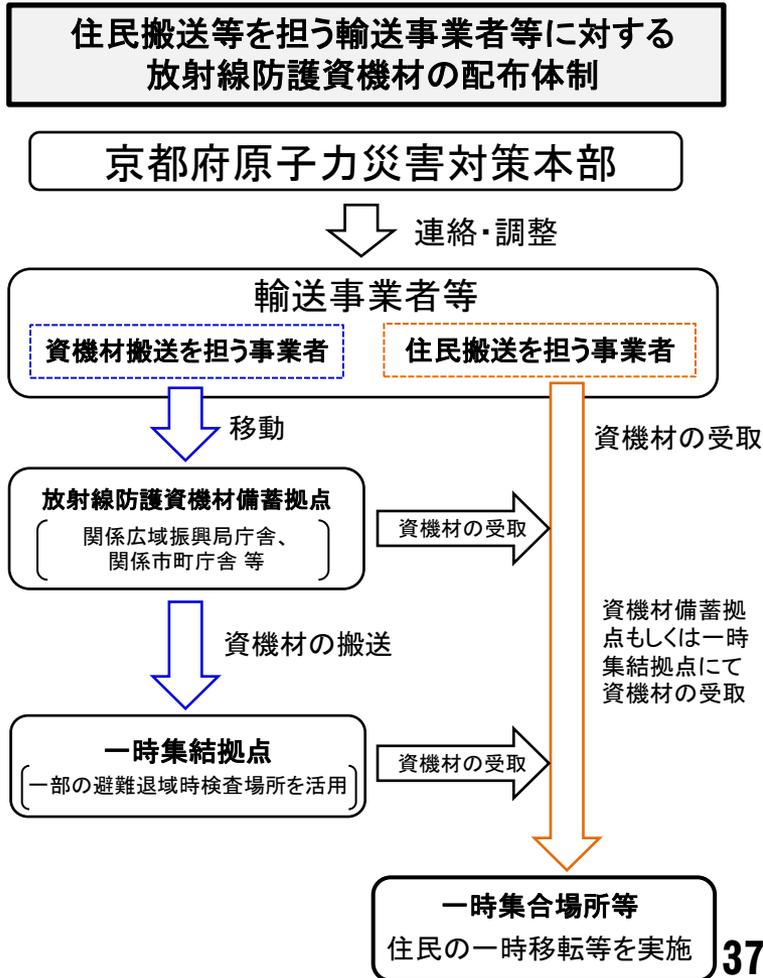
- ・「道路情報板」や「交通情報板」を活用した広報・日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、カーナビへの情報提供による広報 等

3. 交通規制対策

- ・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制による円滑な交通流の確保。
- ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。



- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用に関する訓練・研修を定期的実施。



3-24 緊急時モニタリングの実施体制

- 大飯地域のUPZ内及びその周辺では、発電所を取り囲むように100地点 (PAZを除く京都府:30地点、福井県:33地点、滋賀県4地点、電力:33地点) の測定局を用いて24時間監視を実施。
- 大飯発電所敷地内及びPAZ内では、9地点の測定局で連続測定を実施。

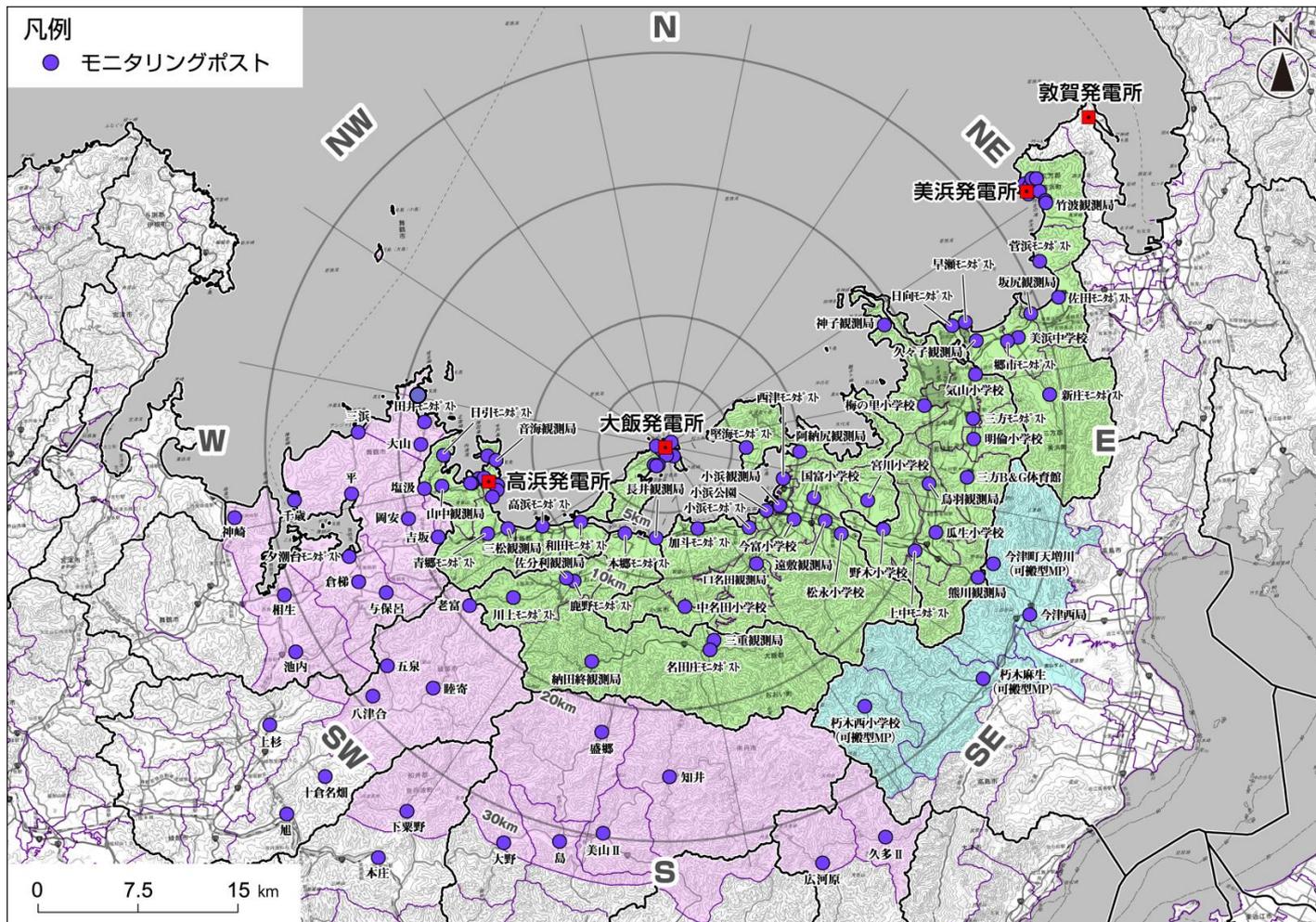


図 大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位



モニタリングポスト(例)

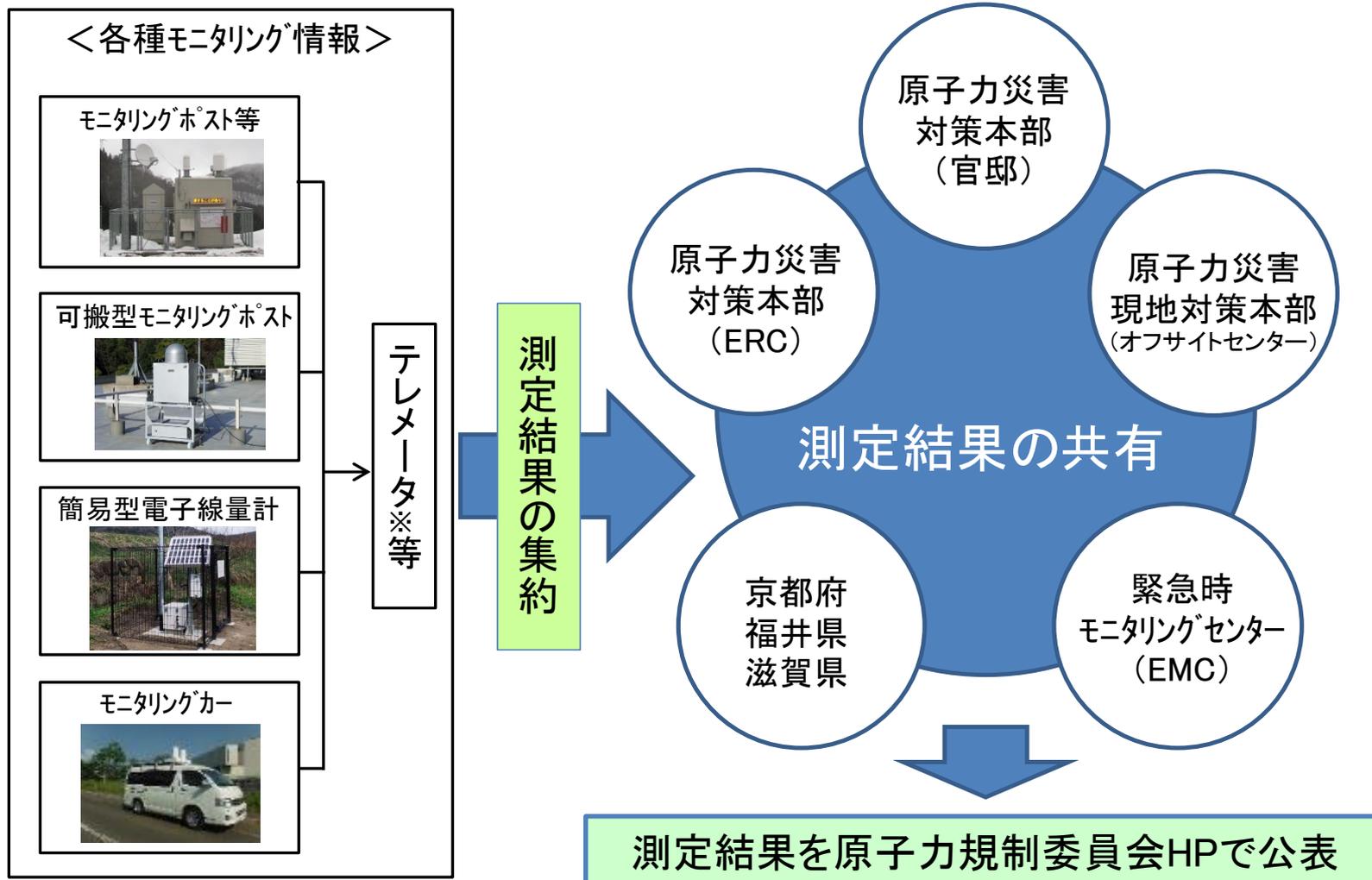


モニタリングカー(例)
[走行サーバイ車]



可搬型モニタリングポスト(例)
[バッテリー付]

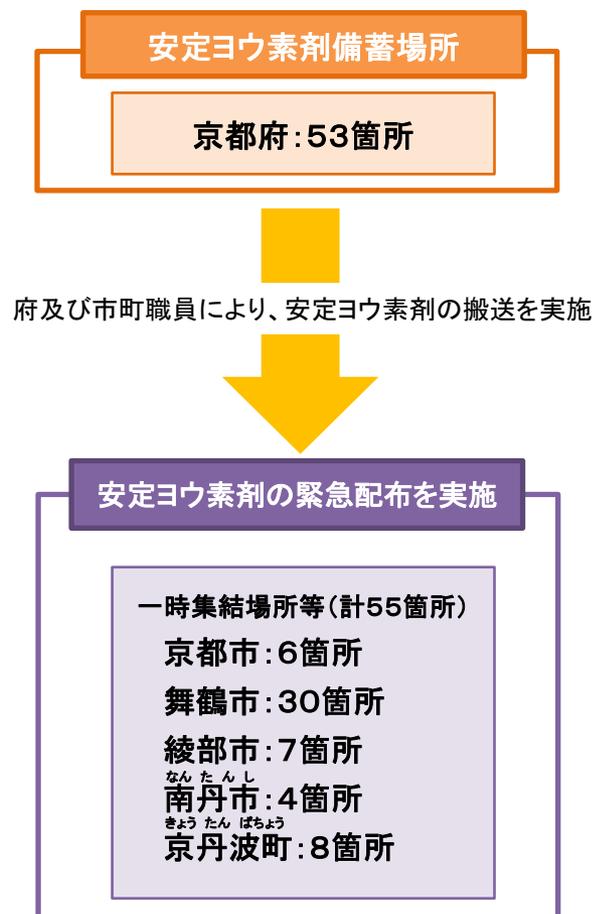
緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置

- 京都府では避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。また、併せて、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
- 緊急配布は関係自治体及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布・調製を実施。

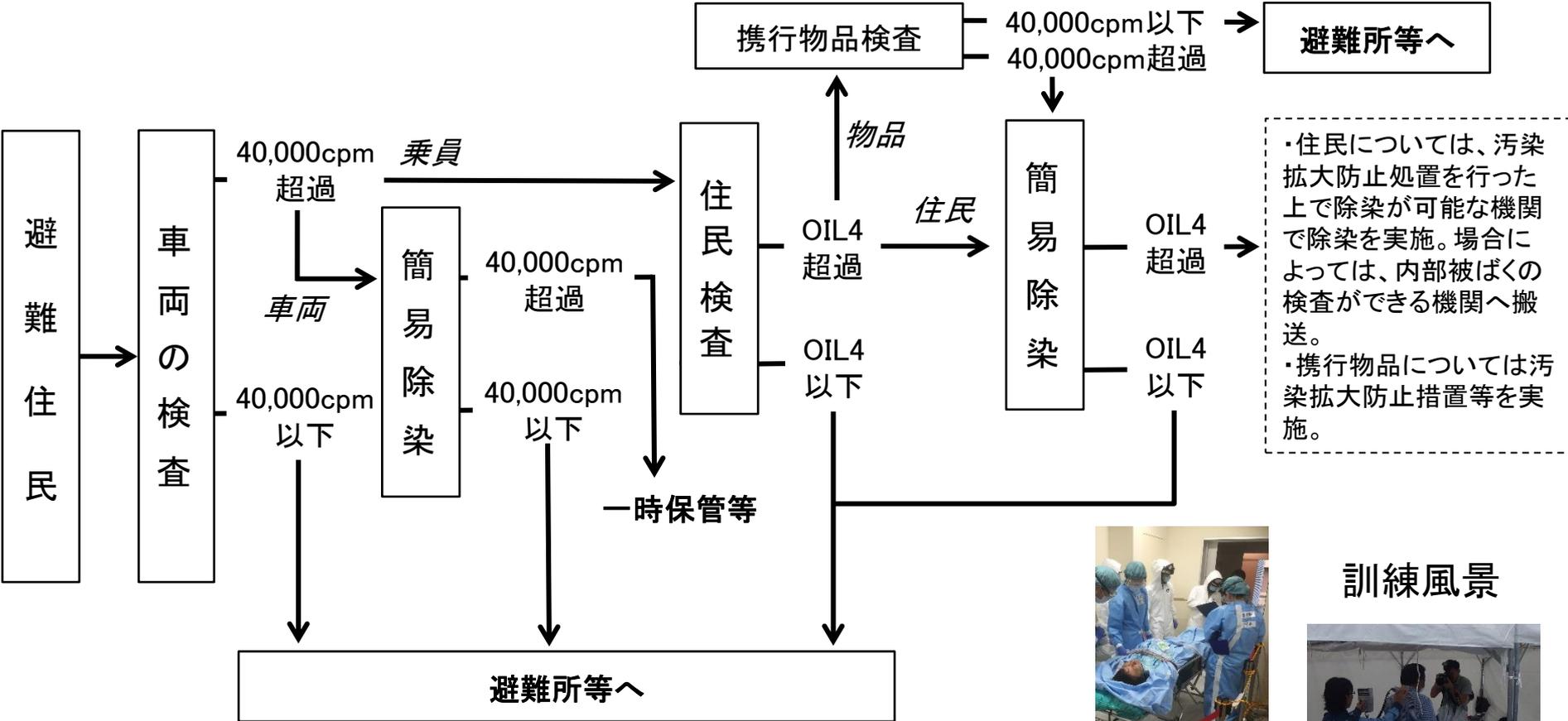
＜京都府における安定ヨウ素剤の備蓄場所＞



➤ 避難退域時検査は、府内及び府外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

※ 避難退域時検査の結果、基準(OIL4:40,000cpm)以下の場合には、住民に対し通過証等を発行する。

※ OIL(Operational Intervention Level):運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準



訓練風景



1. 内閣府（原子力防災担当）について
2. 原子力災害時における国・自治体の体制
3. 地域防災計画等の充実に向けた取り組み
4. 地域防災力向上に向けた更なる取り組み

- ▶ 昨年8月に「高浜地域の緊急時対応」の実効性の検証を目的とした高浜地域原子力防災訓練を実施。
- ▶ 訓練結果より抽出された教訓事項等を基に、「高浜地域の緊急時対応」の改定作業を行うとともに、大飯の緊急時対応にも反映していく。

【主な改定項目案】

1. 自然災害等により家屋にて屋内退避ができない住民等の対応策の具体化

- ▶ 屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋の倒壊等により、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点からUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先への避難を行う
- ▶ 国及び関係府県等は、住民等の避難を円滑に実施するため、避難経路や原子力発電所の状況等について確認・調整を行う

2. 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化

- ▶ PAZ及びUPZ内の観光客や登山客等の一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを実施するため、一時滞在者への情報伝達の手段や体制を具体化

3. 自然災害等により半島等が孤立した場合の対応策の充実

- 半島部や中山間地において、自然災害等により住民等が孤立した際、避難体制が整うまで退避する場所として、放射線防護施設以外の屋内退避施設も活用

4. UPZ内における福祉車両確保策の具体化

- UPZ内全域で一時移転等を実施すると仮定し、府県毎に必要な福祉車両(車椅子車両・ストレッチャー車両)の台数及び府県内の福祉車両保有台数を把握し、十分な必要台数を確保
- さらに、府県タクシー協会の協力の下、十分な必要台数を確保

5. 暴風雪や大雪時などにおける防護措置の具体化

- 気象庁から特別警報等が発令されている場合には、人命の安全確保を優先し、屋内退避を実施
- 天候が回復するなど、安全が確保できた場合には避難を実施

等

- ◆ 福井エリア地域原子力防災協議会等を通じて、国と関係自治体が一体となって、引き続き、各自治体の地域防災計画、避難計画の充実・強化等を全面的に支援していく。
- ◆ 国や関係自治体を実施する原子力防災訓練で明らかになった教訓事項を抽出し、各自治体の地域防災計画、避難計画に反映させていく。
- ◆ 放射線防護対策等のための資機材の整備等に関して、今後も継続して、関係自治体の要請に応じて財政的な支援を行う。

地域防災計画・避難計画の整備に「完璧」や「終わり」はなく、今後も継続的に、避難計画の充実・強化に努めていく。